小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２号

高知県宿毛市平田町黒川4301番地　野島晴郎方

再生債務者　有田　佳代

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年２月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年２月１日　高知地方裁判所中村支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

北海道亀田郡七飯町字上藤城３番地の54

再生債務者　三浦　郁美

1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月29日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月14日から平成28年４月４日まで

函館地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１００１５号

東京都立川市西砂町６丁目59番地の16

再生債務者　浅利　幸男

1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月29日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月14日から平成28年４月４日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１６号

京都市右京区太秦乾町33番地18

再生債務者　山崎　　理

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月３日まで

平成28年２月１日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号

新潟市中央区秣川岸通２丁目2365番地９

再生債務者　大月　　仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月１日　　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第４号

高知市長浜蒔絵台２丁目15番地１

再生債務者　岩上　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月１日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第５号

高知市桟橋通３丁目23番15号

再生債務者　野村　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月１日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１００００１号

茨城県常総市国生1440番地27

再生債務者　坪谷　　亮

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月１日　水戸地方裁判所下妻支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成28年２月９日　　新潟県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号

(1)　中学校教諭１級普通免許状（国語）
昭63中１普第10587号

(2)　高等学校教諭２級普通免許状（国語）
昭63高２普第10884号

授与年月日　昭和63年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

氏名　石本　修一

本籍地　新潟県

2　失効年月日　平成27年12月24日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十七年十二月二十五日に終了しておりますす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.mec-c.com/

(乙)　http://www.bes.co.jp

平成二十八年二月九日

東京都千代田区三番町六番地一

(甲)　三菱地所コミュニティ株式会社

代表取締役　清沢　光司

東京都千代田区三番町六番地一

(乙)　三菱地所丸紅住宅サービス株式会社

代表取締役　清沢　光司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年二月三日に終了しておりますす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十九日

掲載頁　六十三頁（号外第一三七号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十九日

掲載頁　六十三頁（号外第一三七号）

平成二十八年二月九日

京都市南区西九条大国町四八番地

(甲)　太陽ホールディングス株式会社

代表取締役　水主　邦彦

京都市南区西九条大国町四八番地

(乙)　太陽機械工業株式会社

代表取締役　水主　吉彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の日本国内におけるマンション管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　http://www.anabuki-housing.co.jp/

平成二十八年二月九日

大阪市中央区南船場三丁目三番二号

(甲)　イオンディライト株式会社

代表取締役　中山　一平

香川県高松市紺屋町三番地六

(乙)　株式会社穴吹ハウジングサービス

代表取締役　穴吹　薫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＢＳＤジャパン株式会社（住所東京都渋谷区恵比寿西一丁目一八番七号）に対して当社のドーナツ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　三十八頁（号外第一四九号）

平成二十八年二月九日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一八番地七号

代表取締役　ＭＦＳＪ株式会社

重松　健

平成二十八年二月九日

京都市南区西九条大国町四八番地

(甲)　太陽ホールディングス株式会社

代表取締役　水主　邦彦

京都市南区西九条大国町四八番地

(乙)　太陽機械工業株式会社

代表取締役　水主　吉彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の日本国内におけるマンション管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　http://www.anabuki-housing.co.jp/

平成二十八年二月九日

大阪市中央区南船場三丁目三番二号

(甲)　イオンディライト株式会社

代表取締役　中山　一平

香川県高松市紺屋町三番地六

(乙)　株式会社穴吹ハウジングサービス

代表取締役　穴吹　薫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＢＳＤジャパン株式会社（住所東京都渋谷区恵比寿西一丁目一八番七号）に対して当社のドーナツ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　三十八頁（号外第一四九号）

平成二十八年二月九日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一八番地七号

代表取締役　ＭＦＳＪ株式会社

重松　健